

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

工 種 名 等

第6章 建設機械運転単価表 6 供用係数適用に当たっての留意事項 (p936)

改 訂 内 容

国土交通省の積算基準改定により、就業時間別船員供用係数(β)を改定

旧

新

【愛知県 積算基準及び歩掛表（港湾・漁港・海岸）】

p.936

4 賃料を適用する機械器具

4-1 適用機種

- ・トラッククレーン
- ・ラフテレーンクレーン
- ・クローラクレーン（油圧駆動式）
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機

5 職種の定義

潜水止話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。

職 種	定 義
潜 水 止 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの

6 供用係数適用に当たっての留意事項

県内全域係数ランク1を基準とする。

就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考
		就 業 8 時 間		就 業 9 時 間		就 業 10 時 間		就 業 11 時 間		
		船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.05	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考
		就 業 16 時 間		就 業 18 時 間		就 業 20 時 間		就 業 22 時 間		
		船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.05	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.62	

(注) 1. 就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超過時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β<sub>0</sub>：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

【愛知県 積算基準及び歩掛表（港湾・漁港・海岸）】

p.936

4 賃料を適用する機械器具

4-1 適用機種

- ・トラッククレーン
- ・ラフテレーンクレーン
- ・クローラクレーン（油圧駆動式）
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機

5 職種の定義

潜水止話役および船団長の職務の定義は、下表のとおりである。

職 種	定 義
潜 水 止 話 役	潜水関係作業について相当程度の技術を有し、指導的業務を行うもの
船 団 長	海上作業船団の本船船長で、船団の指揮・監督業務を行うもの

6 供用係数適用に当たっての留意事項

県内全域係数ランク1を基準とする。

就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考
		就 業 8 時 間		就 業 9 時 間		就 業 10 時 間		就 業 11 時 間		
		船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.05	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.53	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）

係 数 ラ ン ク	船 舶 供 用 係 数 (α)	就 業 時 間 別 の 船 員 供 用 係 数 (β)								備 考
		就 業 16 時 間		就 業 18 時 間		就 業 20 時 間		就 業 22 時 間		
		船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	船 団 長・ 高 級 船 員	普 通 船 員	
1	1.05	1.21	1.21	1.34	1.34	1.46	1.46	1.59	1.60	

(注) 1. 就業時間別船員供用係数(β)の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超過時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

β：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数

β<sub>0</sub>：就業8時間の場合の船員供用係数

割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。

ただし、2ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。